

日本陸連登録について(お願い)

埼玉陸協審判委員会

公認競技会（全国規模から県内レベルの競技会や記録会）の競技役員を行う場合、また競技者として公認記録を取得するためには、年度単位（有効期間は4月1日～翌年の3月31日まで）で日本陸上競技連盟への登録が必要となりますので必ず登録をお願いします。

日本陸上競技連盟への会員登録は過去の競技歴や自己の記録に関係なく、どなたでも登録できます。

(登録の種類)

日本陸上競技連盟の登録は、**競技者・審判・指導者の区別はなく団体登録か個人登録か**の区別です。

団体登録： 会員5名以上で組織が加入団体に所属して行う登録。団体登録会員は加入団体が所属する都道府県陸協の所属となります。団体登録会員のユニフォームやプログラムなどの所属表記は加入団体名となります。

※例 ①市町村陸協（川越陸協：埼玉） ②クラブ団体（氷川クラブ：埼玉）
③実業団（しまむら：埼玉）

個人登録： 個人単位でおこなう登録。個人登録会員は居住している地域または勤務している都道府県陸協の登録となります。個人で埼玉陸協に登録する。

登録料について： 登録料は日本陸上競技連盟の登録料と各都道府県陸協の活動費用と併せて徴収しておりますので、各加盟団体が個別に設定しています。

埼玉陸協は4,000円になります。一部は日本陸連へのWEB登録システム管理料（データバンク料）として納入されます。日本陸上競技連盟登録には競技者登録・審判登録の区別はありませんが、都道府県陸協によっては個別に審判登録・競技者登録と分けている場合があります。

(埼玉陸協は区別がありませんので競技者登録をしていれば自動的に審判登録をしていることとなります。事務処理上、競技者登録をしながら審判登録をする場合は必ずS級・A級・B級を入れてください。)

現在、埼玉陸協に団体登録している団体としては中体連・高体連・学連のほかに実業団チーム・各市町村陸協・各クラブなどがあり、それ以外は個人登録をしております。競技者として公認競技会に出場する場合や公認競技会の審判員をやる場合は必ず日本陸上競技連盟（埼玉陸協）に登録をしてください。

ご不明な点がございましたら審判委員会までおたずね下さい。

1. 公認競技会の条件

公認記録を出す前提となる公認競技会とは、どのような競技会であるのか、日本陸上競技連盟では、2014年に「公認競技会規定」を制定した。その規定によれば、公認競技会の条件は、以下の7つである。

- ① 主催者（主催団体）が本連盟または本連盟が公認競技会を主催する権利を委譲した団体であること。
- ② 原則として、参加競技者は本連盟登録会員規定に定める登録会員であること。
- ③ 本連盟の競技規則に基づいて行われること。
- ④ 本連盟公認に関する諸規定に合致した陸上競技場・室内陸上競技場・長距離競走路及び競歩路で行われること。※（使用される用器具が、本連盟の規格に合ったものであること）
- ⑤ 審判員は、補助員を除きすべて公認審判員であること。
- ⑥・⑦についてハンドブックを参照してください。

※① 主催する権利を委譲した団体とは

- (1)加盟団体（埼玉陸協）
- (2)加入団体（川越陸協 →埼玉陸協から委譲されている）
- (3)地域陸上競技協会（関東陸上競技協会など10陸協）
- (4)日本実業団陸上競技連合 (5)日本学生陸上競技連合 (6) 日本マスターズ陸上競技連合
- (7)本連盟が出資・設立した法人（東京マラソン財団）

※（注）全国高等学校体育連盟・日本中学校体育連盟は協力団体であるが主催される権利は委譲されていない・・・？ 総合体育団体であり、陸上競技のみの目的とする団体ではないからである。

そこで高体連・中体連とその下部組織では本連盟もしくは加盟団体（埼玉陸協）の主権のもとに公認競技会を開催することができる。

学校総体 【主催】 埼玉県教育委員会・埼玉県学校体育協会・埼玉陸上競技協会

インターハイ【主催】 全国高等学校体育連盟・日本陸上競技連盟・埼玉県・埼玉県教育委員会・他

【主管】 全国高等学校体育連盟陸上競技部・埼玉県高等学校体育連盟

※②登録会員とは (1)日本陸上競技連盟登録会員「公認競技会には、本連盟登録会員規定に定める登録会員のみが競技者として参加できる。」 → 中学生登録・高校生登録は中体連・高体連を通じて登録をした場合のことを指している。中学生あるいは高校生であっても加入団体を通じた団体登録や個人登録は可能である。また、中学生及び高校生については学校と 加入団体との二重登録も認められている。

※⑤公認審判員とは・・・ 競技会における役員は、運営面（主催・共催・後援等）を担当する大会役員と直接競技そのものに携わる競技役員で構成されている。競技役員は、競技をスムーズに進行させるための総務系統を担当する役員と規則に則した審判を行い、その結果の記録及び順位を正しく判定する競技系統の役員に分けられる。

公認審判員規程の要点

(1)公認審判員の任務に関すること。

(2)資格に関すること。 公認審判員は加盟団体の登録会員でなければならない。

※ 加盟団体の登録会員 (埼玉陸協登録者)

(3)公認審判員の級別に関すること。

審判員を審判技術・審判態度・経験年数・年齢等の条件に応じてS級・A級・B級に分類した。

①B級公認審判員資格取得の基準・・・加盟団体の登録会員で18歳に達した者について加盟団体は、公認審判員の資格取得を希望する者に対して審判講習会を開催し、テスト等の結果、加盟団体の競技会の審判ができると認定された者に資格を与えることができる。

②A級公認審判資格取得の基準・・・現在B級公認審判員で原則として満10年を経過した者のうち、数多くの審判員としての活動を通して、より高い審判技術と知識を身につけた者。

A級公認審判員資格は加盟団体で審査し、本連盟は当該級の審判員の資格を取得したのものとして、委嘱し、審判手帳を交付する。 → **埼玉陸協審判委員会**で審査

③S級公認審判資格取得の基準・・・現在A級公認審判員で原則として満10年を経過し、60歳(3月末基準とする)に達した者のうち、審判員としての活動に精励し、熟練した審判技術と知識を有する者(公認審判員規程第4条に該当する者)

審判講習会の出席回数については、原則年1回とする。ただし、少なくとも5年間で3回は出席しなければならない。

公認審判員であるためには加盟団体(埼玉陸協)に登録し、毎年少なくとも年1回は審判講習会を受講し、規則の研究ならびに技術の向上に努め、年6回以上は公認審判員として出席すること。各加盟団体の推薦に基づき日本陸連競技運営委員会審判部で実績や技能を審査し合格した者。

埼玉陸協審判委員会が推薦し、日本陸連が審査

(競技会出席状況や審判講習会の出席状況 → 過去10年以上の審判手帳の精査があります)

- | | | |
|----------------|----------------|-----------------|
| 3. 公認審判員の推せん承認 | 4. 公認審判員の解任と復権 | 5. 公認審判員の心得 |
| 6. 公認審判員の服装と態度 | 7. その他の留意事項 | については審判ハンドブック参照 |

◎ A級公認審判員への昇格の特例

現在B級公認審判員で原則として満10年を経過した者のうち、数多くの審判員としての活動を通して、より高い審判技術と知識を身につけた者。

A級公認審判員資格は加盟団体で審査し、本連盟は当該級の審判員の資格を取得したのものとして、委嘱し、審判手帳を交付する。 → **埼玉陸協審判委員会**で審査

本来、B級審判員からA級審判員への昇格については本人の申請により埼玉陸協審判委員会が審査し、昇格するようになっておりますが、現在B級公認審判員を取得して満10年を経過しているにもかかわらず、B級公認審判員のままの公認審判員が多数いらっしゃいます。

そこで埼玉陸協審判委員会では、将来の埼玉陸協の競技会運営等を鑑みて、日本陸連への登録・審判手帳・審判員としての活動歴が確認された方につきましては、さかのぼってB級審判員からA級審判員への推薦を検討しておりますので、該当の公認審判員の方及びご不明な点につきましても審判委員会までご確認下さい。

平成28年度登録（新規・継続）について

◆公認競技会（全国規模から県内レベルの競技会や記録会）の審判員を行う場合、また競技者として公認記録を取得するためには、年度単位（有効期間は4月1日～翌年の3月31日まで）で日本陸上競技連盟への登録が必要となりますので必ず登録をお願いします。

団体登録： 会員5名以上で組織が加入団体に所属して行う登録

※例 市町村陸協（上尾陸協：埼玉） クラブチーム（氷川クラブ）
実業団（しまむら：埼玉）

個人登録： 個人単位でおこなう登録（個人で埼玉陸協に登録する）

高校生： 所属高校→県高体連→埼玉陸協で登録します。

中学生： 所属中学→県中体連→埼玉陸協で登録します。

1. 登録期間 平成28年4月1日～平成29年3月31日

2. 手続期間 埼玉陸協では3月上旬より受け付けます。
（団体登録は各加盟団体の規約による）

3. 登録料 ①団体登録：各加入団体によって異なります
日本陸連+埼玉陸協 = 4,000円
加入団体の運営費用
②個人登録：1人 年額 4,000円（日本陸連+埼玉陸協）
○高校生・中学生は別に定めます

4. 登録申請 ①団体登録
継続会員：会員情報（名前・生年月日・住所・電話番号等）確認・変更をする
新規会員：各加入団体に会員情報を提出し、申請・登録する。
※新規団体登録をする場合には埼玉陸協事務局までお尋ね下さい。
②個人登録：毎年度埼玉陸協にある個人登録申請書に会員情報を記載し、申請する。
○高校生・中学生は別に定めます。

5. その他 ○ 競技会に出場される方は申し込み開始日までに登録を完了してください。
○ 公認審判員および公認審判員資格取得を希望する方は必ず登録してください。
○ 競技者で公認審判員をやられる方は必ずS・A・B級を記入して下さい。
※ 他に胸章・バッジ・審判手帳が必要となります